

報道関係者 各位

平成28年4月13日

【照会先】

関東信越厚生局地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進課長 懸上 忠寿

上席地域包括ケア推進官 大和田 修弘

電話 048-740-0793 (代表)

関東信越厚生局が地域包括ケア推進の業務を開始しました

関東信越厚生局では、地域包括ケアの構築支援を行うため、平成28年4月1日付で新たに「地域包括ケア推進課」を設置しました。

また、地域包括ケアシステム構築を全局的な体制で取り組んでいくための、「関東信越厚生局地域包括ケア推進本部」を設置し、昨日、その第1回の会合を開催しました。

第1回会合においては、今年度の主な業務として次の4点について取り組んでいくことを決定しました。

- 1 都県と協議会を設置し、地域包括ケア推進策を検討
- 2 情報の収集と発信の強化
- 3 啓発活動の実施
- 4 講演依頼対応及び後援名義使用許可の推進

関東信越厚生局は、今後、管内（※）の都県・市区町村及び事業者等のご理解、ご協力を得ながら、これらの業務に取り組み、地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

※ 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野